

正しく使用していますか？

医療福祉費支給制度(マル福)



福

正しい医療福祉費受給者証を使用していますか？

茨城県の医療福祉費支給制度(マル福)は、所得制限があるため、毎年更新を行い、判定者の所得を確認した上で、新しい医療福祉費受給者証(以下「受給者証」)を郵送しています。新しい受給者証がお手元に届いたときは有効期間を確認し、必ず差し替えてご使用ください。古い受給者証は医療機関で使用できません。

【更新時期】

- ▼小児…誕生日の月末(小学6年生は中学校入学時)
- ▼ひとり親家庭・重度障がいのある方…7月1日

福

健康保険証が変わったときに、受給者証の変更手続きをしていますか？

受給者証には、健康保険証の保険者番号や記号、番号が表記されています。健康保険証が変わったときは▽健康保険証▽受給者証▽印鑑——をお持ちの上、速やかに変更の手続きをしてください。お手元の健康保険証と受給者証の番号に相違がある場合には、医療機関で使用できない場合がありますので、ご注意ください。

福

中学生のお子さんがいる保護者の方へ(ひとり親マル福該当の中学生を除く)

マル福の医療費助成の対象は、外来は小学6年生まで、入院は中学3年生までです。

茨城県の設定する所得制限により、小児のマル福に該当しない方は、東海村独自の制度「マル特」が適用されます。また、中学生でマル福に該当する場合の外来については、マル特が適用されます。

▼マル福該当の方

入院用の「福受給者証」(白色)と外来用の「特受給者証」(黄色)の2枚を交付しています。入院用には「入院のみ有効」、外来用には「外来のみ有効」と表記されていますので、医療機関への提示時にご確認ください。

福 医療福祉費受給者証	
公費負担者番号	8 4 0 8 0 3 2 4
受給者番号	
健康保険証等の記号及び番号	
保険種別	
保険者番号	
受給者氏名	
性別	
生年月日	
有効期間	平成29年10月1日 まで 【入院のみ有効】
交付年月日	平成 29年 10月 1日
発行機関名及び印	茨城県 東海村

特 医療福祉費受給者証	
公費負担者番号	9 0 0 8 0 3 2 6
受給者番号	
健康保険証等の記号及び番号	
保険種別	
保険者番号	
受給者氏名	
性別	
生年月日	
有効期間	平成29年10月1日 まで 【外来のみ有効】
交付年月日	平成 29年 10月 1日
発行機関名及び印	東海村

▼マル特該当の方

入院と外来兼用の「特受給者証」(黄色)1枚を交付しています。

特 医療福祉費受給者証	
公費負担者番号	9 0 0 8 0 3 2 6
受給者番号	
健康保険証等の記号及び番号	
保険種別	
保険者番号	
受給者氏名	
性別	
生年月日	
有効期間	
交付年月日	
発行機関名及び印	東海村

福

お子さんが保育所・幼稚園・こども園・小中学校へ通っている保護者の方へ

保育所や幼稚園、学校等の管理下における災害(負傷等)については、学校等で加入する「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」が優先されます。医療機関にかかる場合は、受給者証は提示せず、健康保険証のみを提示し、受診してください。後日、学校等を通じて「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」へ請求し、給付を受けてください。この場合は、医療福祉費助成の対象とはなりません。給付の詳細については、お子さんが通う学校等へお問い合わせください。マル福・マル特制度と併用した場合は、村へ医療費を返還していただく場合があります。

なお、「日本スポーツ振興センター災害給付制度」の範囲外の場合は、医療福祉費で助成します。詳細は、お問い合わせください。

【問い合わせ】福祉保険課地域医療担当(☎282-1711 内線1135)